

施策の推進方向（概要版）（案）

基本方向Ⅰ. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

(1) 幼児期の教育・保育の質の向上

① 就学前環境の整備（子育て支援室、学務課、児童生徒支援室、教育指導課）

- ・安全安心な環境で保育・教育を受ける環境の確保
- ・保育所（園）、幼稚園が担う機能の充実化を図りながら、効率的、効果的な運営を行う



- 安全・安心な環境で保育・教育を受けるため、施設環境の整備や設備の充実
- 今後の保育需要を見極め、公立保育所の民営化や統合などによる保育所配置の再構築を検討
- 公立幼稚園が果たすべき役割を見定め、運営及び配置のあり方について再検討
- 再構築等により節減した財源等を活用して、教育・保育の質の向上や地域子育て支援を充実

② 計画的、効果的な質の向上の実践（子育て支援室、児童生徒支援室、学務課、教育指導課、教育研修課）

- ・地域の子育て家庭への支援の充実に向けた保育士、教師などの資質・専門性の向上、質の高い人材の確保、施設機能の強化が必要



- 様々な研修や実践の機会の充実、事例研究を通じた人材育成の仕組みづくりの推進
- 感染症や事故への適切な対応が可能となるリスクマネジメントの推進

(2) 小学校教育への円滑な接続の推進

① 保幼小のネットワーク化の推進（子育て支援室、教育指導課）

- ・発達や学びの連続性に配慮した保育・教育の重要性
- ・「小1プロブレム」への対応



- 保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校の関係者が交流し理解を深める
- 保幼小連携の基幹的保育所（園）や幼稚園の設置によるネットワークの構築、強化
- 保育所、幼稚園、認定こども園による小学校入学体験や保育参観等の推進

(3) 豊かな心の育成の推進

① 中・高校生等への啓発の推進（子育て支援室、教育指導課）

- ・男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの大切さについて、社会全体でそのような意識を醸成する環境を整える



- 保育所（園）や幼稚園、認定こども園における中・高校生が乳幼児とふれあえる体験学習など

② 豊かな心の育成（子育て支援室、児童生徒支援室、教育指導課）

- ・コミュニケーションによる豊かな心の醸成



- 乳幼児期において、集団の中で生きる力の基盤となる意欲、態度を身につける取り組みの推進
- 学校教育において、規範意識や社会性を育む取り組みの推進
- 校外活動において、感性や好奇心、探究心を醸成するさまざまな遊びや学びのプログラムに参加できる場所や空間を設けるよう努める

③ 相談体制の充実（児童生徒支援室）

- ・いじめや不登校など学校生活全般に悩む子どもや保護者に対し、支援する



- スクールカウンセラーや心の教室相談員等、学校での相談体制とあわせて、関係諸機関とも連携した相談体制の充実

(4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上

① 確かな学力と健やかな身体の育成（児童生徒支援室、教育指導課）

- ・子どもたち一人ひとりが自分の考えを持ち、その考えを表現し、人の考えを大切に
する心を育む
- ・子どもの学習意欲向上や思考力・判断力・表現力等の育成を図る
- ・知識・技能の確実な習得に向けて授業の充実を図る



- 子どもの学力向上のため、一人ひとりに応じたきめ細かな指導の推進
- 一人ひとりの理解度に応じたプリント学習ができる自学自習力支援システムの活用な
どの取り組みの充実
- 少人数指導や外部人材の活用した取り組みの推進
- 社会に出ても対応できる力を身につけるため、職場体験学習などのキャリア教育の推
進

② 家庭での教育への支援（子育て支援室、社会教育課）

- ・子どもの成長には、家庭において十分に話を聞き、一緒に行動し、いろいろな話を聞
かせることが重要
- ・核家族化等が進む中で、社会全体で総合的に家庭教育を支援する必要性



- 身近な地域において子どもや子育てについての情報や知識等の提供
- 親同士のコミュニケーションの場となる講座や講演会の開催
- 保育所（園）や幼稚園、認定こども園など、専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等
に気軽に相談できる環境の整備の推進

③ 信頼される学校園づくり（教育指導課）

- ・子どもをめぐる安全の問題や問題行動への対処などにおいて、学校と保護者、地域と
の連携が必要
- ・学校は、保護者や地域の信頼と協力を得ることが重要



- 学校教育自己診断の結果等を活用した自己評価や学校評議員制度の活性化
- 保護者等の授業への参加を促進し、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

④ 心身の健康に関する啓発・学習の推進（児童生徒支援室、教育指導課）

- ・低年齢の保護者による乳幼児への虐待
- ・エイズや性感染症の罹患、10歳代の人工妊娠中絶、喫煙、薬物使用などの深刻化
- ・心身の発達について理解し、自他を大切にする心を育む



- 心身の発達について理解しながら、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発・普及
- 喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の啓発・普及

(5) 食育の推進

① 家庭における規則正しい食生活の啓発（健康総務課、保健センター）

- ・大人も食育を十分理解し、自らが率先して望ましい食生活を実践する必要性
- ・栄養に関する正しい知識や規則正しい生活習慣に関する知識を深める



○第2次枚方市食育推進計画及び第2次枚方市健康増進計画に基づいた食育の計画的、総合的な推進

○保健師や栄養士等による食生活等に関する講座の開催や訪問時における指導、相談の推進

② 子どもの食への関心の醸成（保健センター、子育て支援室、教育指導課）

- ・欠食や孤食、偏食などにより幼児期から健康問題が発生
- ・子どもの発達段階に応じて、望ましい食習慣や心身の発達に必要な知識を深める



○保育所（園）や幼稚園、認定こども園の昼食時間の活用や各小学校の食育計画に基づく計画的・継続的な取り組みの推進

○健康づくりボランティア、NPOなどと連携し、健全な食生活の実践に向けた体験学習の推進

③ 給食の充実（子育て支援室、学校給食課、教育指導課、農政課）

- ・給食の時間を重要な食育活動の場として位置づけ
- ・新たに中学校給食提供の開始



○地産地消をすすめ、安全で栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するとともに、子どもたちの農業や調理、郷土料理などへの関心と理解を深める

○平成28年から中学校給食を新たに実施

○新たな小中学校給食共同調理場「(仮称)新第1学校給食共同調理場」の整備

(6) 障害のある子どもへの支援の充実

① 関係機関等の連携による支援の推進（家庭児童相談所、保健センター、子育て支援室）

- ・障害のある子どもや配慮が必要な子どもの支援のため、さまざまな機関との連携が必要



○市、子ども家庭センター、支援学校等で構成するネットワークの連携強化と適切な援助の実施

② 障害のある子どもへの保育・教育の充実（子育て支援室、児童生徒支援室、教育指導課、教育研修課、放課後児童課、家庭児童相談所）

- ・地域の中で障害のある子どもも、ない子どもも共に成長できる環境づくり
- ・社会的自立につながる継続した支援



○一人ひとりの障害の状況に応じた保育、教育の実施を目指す

○就学前から就学後を通した連続性のある支援教育の推進

○専門の相談員等による相談や集団生活適応のための専門的支援など、関係機関と連携しながら相談体制の充実や保育所（園）等の利用促進

○福祉との連携や教育相談を通した就学指導及び進路指導の充実

③ 療育体制の充実（子育て支援室）

- ・地域の中で健やかに育つ環境づくり
- ・地域支援機能の充実を図る



○幼児療育園とすぎの木園の両機能を有した児童発達支援センターの整備や、障害児相談支援や保育所等訪問支援などの充実を図るための計画の策定

○障害児相談支援や保育所等訪問支援などの充実

④ 障害のある子どもへの在宅生活支援（障害福祉室、放課後児童課、保健センター、子育て支援室）

- ・障害のある子どもの家族の負担を軽減
- ・障害者の子育ての支援
- ・地域療育の推進



○ホームヘルプ、ショートステイなどの在宅生活支援サービスの充実

○保育の必要性の認定を受けない障害のある子どもの家庭を訪問して行う一時預かりの検討

○身体障害児及び長期療養児に対する専門職による相談・訪問指導の実施

○療育相談や機能訓練など、児童発達支援センターの施設機能の地域開放による地域療育の推進

⑤ 配慮が必要な子どもへの支援（子育て支援室、児童生徒支援室、教育指導課、教育研修課）

- ・発達障害があるなど配慮が必要な子どもに対する支援



- 保育所（園）や幼稚園、認定こども園において必要な人材配置や相談体制の充実
- 発達障害についての社会的な理解を得るための取り組みの推進

基本方向Ⅰ. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標２ 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を發揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

(1) 子どもの居場所づくりの推進

① 学校園施設の活用（学校規模調整課、教育指導課、スポーツ振興課）

- ・都市化が進み、子どもたちの遊び場所が減少
- ・地域で安全に過ごすことができる遊び場や居場所づくりが求められている



○学校の校庭、体育館、特別教室等の施設を子どもの体育・文化活動等に利用できるよう提供

② 生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進（生涯学習課、子ども青少年課、公園課）

- ・子どもたちが気軽に利用できる居場所の確保
- ・仲間づくりや遊びを通じて自主性や社会性を育む場所の充実



○生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における子どもコーナーやロビーの開放、利用料の減免などによる子どもの自主的な活動を支援

○公園や緑地の整備、安全面に配慮した遊具の設置に向けた取り組みの推進

③ 異年齢間、世代間交流の推進（生涯学習課、子ども青少年課）

- ・体験学習等から協調性、思いやりの心などの社会性を身につける
- ・地域における周りの大人たちとのふれあいの中で、より豊かで望ましい発達につなげる



○生涯学習市民センター、枚方公園青少年センターにおける事業や子ども会活動などによる、年齢の異なる子ども同士の交流の促進

○地域の行事等、身近な場所で幅広い世代の人たちとふれあえる取り組みの促進

④ 地域で子どもを育てる環境の整備（子ども青少年課、児童生徒支援室）

- ・ 地域の人たちとの交流を図りながら「生きる力」を養う
- ・ 地域の特徴、実情に応じた支援のニーズを掴む



○枚方子どもいきいき広場事業（各小学校において土曜日に実施）の充実

○地域の人材の掘り起こしと多様な体験活動等を支援する人材を育成するため、地域教育協議会（各中学校区に設置）等の活動を促進

（２） 子どものスポーツ活動の推進

① 地域におけるスポーツ活動の推進（スポーツ振興課）

- ・ 心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身につけるための健康教育の必要性
- ・ スポーツは身体や精神を鍛え、思いやりの心や規範意識を育む幼児期からの取り組みを推進



○スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員等を中心とした小学校区単位での体育祭、レクリエーション活動などへの支援

○総合型地域スポーツクラブ等地域のスポーツ環境の整備への支援

② スポーツ指導者の育成、活用（スポーツ振興課）

- ・ 各種競技に関するスポーツ指導者、審判員等人材の確保



○（公財）枚方体育協会の「サポーターズバンク」の推進

○企業スポーツの経験者や指導等に豊かな経験のある退職者等地域の中から人材の発掘

○子どもたちのスポーツに関する様々なニーズに応えられるようスポーツ指導者の養成のための研修、講習会の実施

③ 子どもスポーツ大会、教室等の開催（教育指導課、スポーツ振興課）

- ・ スポーツに気軽に親しみ、楽しさを体感できる機会づくり
- ・ スポーツを通じた交流の場づくり



○各種のスポーツ大会や教室の開催

○市のスポーツ施設の開放

(3) 子どもの文化芸術活動の支援

① 子どもの夢を育む学習・体験機会の提供（生涯学習課、文化振興課、教育指導課、教育研修課）

- ・子どもの豊かな個性と自立性を育むため、文化芸術活動にふれあえる場と機会の提供
- ・知的、技術的な興味を高め、夢に向かって歩む力を身につける
- ・自然の美しさを感じ取る感性や郷土愛を育む



○「枚方市こども夢基金」などを活用しながら、各種分野で活躍しているプロとの交流などを推進

○市内にある大学の専門的な知識、情報を生かした学習機会の提供

○幼児期から地域に残る伝承文化に親しめる行事等の実施

○整備予定の美術館や総合文化施設において、団体鑑賞など文化芸術体験の機会の提供に取り組む予定

② 自主的な活動、発表機会の提供（文化振興課、子ども青少年課、教育指導課）

- ・文化活動を通じた子どもの自主性、創造性を育む
- ・子どもが自ら企画、演出し、主役となる機会づくり



○枚方公園青少年センターや市民ギャラリーなどにおいて、音楽、演劇等の自主上映や創作作品の機会の提供

○市内の小中学校が合同で行う音楽会など、地域や異年齢間の交流を深めながら創作する喜びを味わえる取り組みの推進

③ 読書活動の推進（子育て支援室、中央図書館）

- ・乳幼児期から本に親しむ環境を整える
- ・子どもたちが成長に応じた図書に出会える取り組み



○児童図書の充実

○小中学校図書館の充実に向けた支援

○おはなし会など、子どもが本に興味を持つ機会を設けるとともに、子育てサークルへの支援

○年代層別の絵本リストの提供や展示など、子どもの本にかかわる大人への支援

○「枚方版ブックスタート」や「ふれあいルーム」など、親子で本に親しむ取り組みの推進

(4) 子どもの国内外交流の推進

① 友好都市交流の推進（地域振興総務課、教育指導課）

- ・異なる風土、文化等に接することで子どもの視野や夢を広げ、自主性や社会性を育む



- 友好都市の学校間交流の推進
- インターネットを活用した交流事業の推進

② 国際化に対応できる子どもの育成（地域振興総務課、教育指導課）

- ・子どもの頃から身近に国際感覚を備える
- ・異国の文化を理解し、尊重する心を育む



- 文化芸術等を通じた海外の友好都市の学校間における交流の推進
- 本市に住む多くの外国人や留学生と交流できる場づくりを推進

(5) 子どもの社会的活動の推進

① 地域活動の支援（市民活動課）

- ・地域に住む人や地域との関わりが希薄
- ・幼児期から、地域で協力しあいながら課題を解決するという考え方を身につける



- 子どもの見守り活動や声かけ運動など、安全・安心で住み良いまちづくりに向けた取り組みの支援

② 地域との連携による多様な体験活動の推進（市民活動課、子育て支援室、教育指導課、子ども青少年課、児童生徒支援室）

- ・子どもたちが自分の住む地域に関心を持つ
- ・多彩な活動を地域の人と楽しみながら協力して取り組むことができる場を提供する



- 祭りや地域行事など、子どもが地域社会の一員としての社会性を身につけるための活動を支援
- 世代間交流やボランティア体験の推進
- 地域に職業体験の場として受け入れてもらうための環境整備の推進
- 地域の特色や多様性を生かした学校や授業では体験できない学習の取り組みを推進

(6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

① 地域における自然環境の保全（里山みどり課、環境総務課、教育指導課）

- ・子どもたちに森林、河川、農地など、豊かな自然を継承する
- ・自然や生き物とふれあうことで、地域の自然と共存していく大切さを学ぶ



○自然環境を大切にす意識の向上を図るため、東部地域に残る里山の保全事業、自然観察会などの取り組みを推進

○地域の自然と親しめる環境づくり

② 環境教育の推進（子育て支援室、環境総務課、教育指導課）

- ・環境問題は一人ひとりの取り組みの積み重ねが重要であることを幼児期から学ぶ
- ・地球温暖化を身近に学び、関心を持ってもらう



○緑のカーテン事業のほか、身近な緑を通じて地球温暖化について学べる教育環境を整備

○親子で参加できるエコライフ推進事業の充実

Ⅱ. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。子育ての経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費助成や児童・生徒への就学援助などを推進するとともに、今後の社会状況や国の動向を踏まえ、柔軟な対応に努めます。また、ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。また、安心して外出できるよう道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

(1) 母子の健康づくりへの支援

★①安全・安心な妊娠・出産と乳幼児の健康の確保（保健センター）

- ・母性の保護と心身の健康の保持・増進
- ・母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような育児環境の整備
- ・妊娠、出産、産褥、育児期という育児の連続性の中で地域の中で最適な環境で見守っていく体制



- 妊娠初期から健康状態の把握・必要な検査の実施と保健指導を適切に行うための妊婦健康診査事業や妊産婦歯科健康診査事業の推進
- 訪問事業を通じた切れ目のない妊産婦及び乳幼児への育児支援
- 産後の心身共に不安定な時期に、支援を必要としている母子を対象とした産後の支援の仕組みづくりを検討

②不妊・不育治療に対する支援（保健予防課、医療助成課）

- ・不妊・不育症にかかる治療費の負担軽減



- 医療保険が適用されない特定不妊治療及び不育治療に要する費用助成の実施

③子育て講座・講習会等の保健情報の普及（保健センター）

- ・両親が出産、育児に必要な情報を得やすい環境の整備



- マタニティスクールや子育て講演会などを通じた知識の普及・啓発
- 訪問指導や健康相談などの実施によるニーズに応じたきめ細かな情報提供の推進

④疾病等の予防・早期発見の促進（保健センター）

- ・感染症の発生及び蔓延を予防
- ・疾患及び発育・発達上または養育上の問題等の早期発見・早期対応



- 予防接種に関する正しい知識の普及と予防接種率の向上に向けた啓発
- 風しん抗体検査及び予防接種にかかる費用助成の実施
- 妊婦や乳幼児を対象とした健康診査の実施及び健康診査後の事後フォローの実施
- 子どもの事故防止及び事故発生時の対応に関する知識の啓発・普及

⑤乳幼児健康診査の推進（保健センター）

- ・乳幼児を対象に、疾病や障害、発達障害の早期発見、早期対応を図る
- ・保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握
- ・児童虐待の予防と早期発見・対応に努める



- 乳児一般健康診査や各成長段階・特性に合わせた有効な健康診査の実施
- 健康診査時に、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導の実施
- 虐待と疑われる場合は、必要に応じ、関係機関と連携して保護、心身の治療、親子関係の修復、長期のフォローアップの実施
- 健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指す

⑥乳幼児健康診査事後指導事業の推進（保健センター）

- ・継続して支援の必要な子どもと保護者を把握



- 小集団での保育を実施する中で、ともに育ちあう場の提供と適切な保育指導や助言を行う

⑦母子保健推進連絡会（保健センター）

- ・関係機関や団体との意見交換や連絡調整を行う



- 母子保健施策の充実、母子保健推進連絡会の開催

（２） 子どもへの医療対策の充実

① 医療体制の整備と連携強化（健康総務課、保健センター、市民病院）

- ・子どもの命を守る救急医療体制の充実
- ・子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置が重要
- ・妊娠期から新生児期までの周産期を通じた一貫性のある医療体制の整備



- 初期救急医療機関（北河内夜間救急センター、枚方休日急病診療所）、市立ひらかた病院、関西医科大学附属枚方病院による地域完結型の救急医療の提供
- 総合周産期母子医療センターと市内の産科施設との連携
- 妊婦健康診査の推進や市立ひらかた病院での緊急分娩への取り組みの推進

（３） 子育てに対する経済的支援

- ① 中学校終了前の子どもの養育に対する援助（年金児童手当課）
 - 中学校終了前の児童・生徒を養育する保護者等に児童手当を支給

- ② 子どもの医療費の助成（医療助成課）
 - ・子どもの健やかな育成と安心して子育てができる環境づくり
 - ↓
 - 通院にかかる子どもの医療費助成制度の対象を小学校3年生まで拡大

- ③ 未熟児や小児慢性特定疾患児への医療費の助成（保健予防課、医療助成課）
 - 未熟児や小児慢性特定疾患で医療が必要な子どもへの医療費の助成

- ④ 義務教育に対する援助（学務課）
 - 経済的理由により就学が困難な児童や心身に障害のある児童の保護者に対し、必要な援助を行う

- ⑤ 幼稚園就園等に対する援助（学務課）
 - 幼稚園就園にかかる保護者負担軽減施策の実施

- ⑥ ひとり親家庭等に対する援助（年金児童手当課、医療助成課）
 - ひとり親家庭等に対し児童扶養手当等の支給や医療費の助成

- ⑦ 障害のある子どもや家庭に対する援助（年金児童手当課、障害福祉室）
 - 障害のある子どもや保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等各種手当の支給、医療費の助成

(4) ひとり親家庭の自立支援

① 母子・父子家庭への支援の推進（子ども青少年課）

- ・ひとり親家庭が増加している中で、自立に向けた就業支援を効果的に行う
- ・育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持
- ・地域におけるひとり親家庭の支援の充実



○母子家庭の母等の就業に向けた資格取得の支援

○公共職業安定所等と連携し、職業能力向上のための効果的な訓練や求職活動の相談体制の充実

○保育サービス等の利用に際して配慮

○「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、総合的、計画的な施策の推進

○母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援

○民生委員・児童委員等と協力して、相談・自立支援体制の充実を図る

○生活の安定と向上のために必要な貸付を実施

(5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

① 安心して外出できるまちづくりの推進（都市計画課、土木総務課、子育て支援室）

- ・子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できる環境づくり



○府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、道路、公園、公共交通機関などにおいて、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化

○おむつ替えスペースや授乳室等を設置している店舗等のマップ「赤ちゃんと一緒に…お出かけマップ」を作成し、子育て家庭の外出を支援

② 子育て家庭に配慮した設備整備の推進（施設所管課、（施設整備室））

- ・子育て家庭に配慮した設備の整備



○子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設の整備における子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、授乳室の設置

③ 安全施設等の設置（危機管理室、交通対策課、公園課）

- ・子どもの通行の安全確保と夜間の犯罪防止対策の充実
- ・安全安心な公園の整備



○通学路において路側帯にグリーンラインを設置することや、防護柵、カーブミラーなどの交通安全施設を整備

○安全面に配慮した遊具や時計の設置

④ 交通安全活動の推進（交通対策課）

- ・子どもを交通事故から守る
- ・交通ルールを守る大切さと交通安全意識を高める



○交通事故の減少を目的として、幼稚園児対象に交通安全人形劇などの交通安全教室の実施

○幼稚園児と親で構成する、交通安全枚方りすクラブ連合会において、各種交通安全活動を実施

⑤ 防犯活動の推進（市民活動課、危機管理室、児童生徒支援室、子ども青少年課）

- ・子どもを犯罪等の被害から守る



○子どもに関する犯罪の発生状況、不審者情報、危険な場所等の地域安全情報について、インターネット等を活用し、迅速に提供し、共有化

○子どもの緊急避難場所となる「こども110番の家」事業、青色防犯パトロール事業の拡充

○防犯協議会等関係団体が行う自主防犯活動を支援

○子ども自身が犯罪を認識し、SOSを発信できるような取り組みの推進

⑥ 不慮の事故等防止対策の推進（保健センター、児童生徒支援室）

- ・乳幼児の不慮の事故やSIDS（乳幼児突然死症候群）を未然に防ぐ
- ・応急処置等に関する教育・情報提供の推進



○全小中学校に配備しているAEDの使用法の啓発・普及

○保健センター内の事故予防啓発展示ルームを活用したマタニティスクールや、乳幼児健診などにおける発達段階に応じた事故防止対策等の啓発

Ⅱ. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標4 地域における子育ての相談・支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。さらに、これらの情報をすべての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

(1) 子育てに対する相談体制の充実

①母子健康相談事業の充実（保健センター）

- ・保護者が育児不安や孤立感に悩まされるケースの増大
- ・多様な手段で気軽に相談できる環境づくりが必要



○保健師が常時電話で相談に応じる子育てコールや乳幼児健康相談等の母子健康相談事業の推進

○子どもや子育ての相談に関する相談機関との連携強化

②育児相談の充実（子育て支援室、教育指導課）

- ・身近な地域で親の悩みや育児不安を軽減できる体制の充実



○保育所（園）や幼稚園、認定こども園において、子育てに関する専門的知識と豊かな経験を持つ職員が、地域の子育て中の親からのさまざまな相談に応じる体制を拡大

★③妊産婦・乳幼児に対する訪問相談の実施（保健センター、子育て支援室）

- ・外出しづらく、孤立感に陥りやすい乳児の親に対するきめ細かい支援
- ・外部からの支援が必要な親子を把握し支援する



○乳児に係る子育てに関する情報の提供や心身の状況の把握、子育てに関する相談に応じる乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

○妊産婦訪問や新生児訪問の事業の推進

○訪問の中で特に見守りが必要と認められる親子に対しては、保健師など専門職員による助言など周産期からの継続的な支援

○身体障害児や長期療養児に対する医師など専門職による相談、保健師等による訪問指

導の実施

○2500グラム未満の未熟児に対する訪問指導の実施や仲間づくりのための教室の開催

④家庭児童相談の充実（家庭児童相談所）

- ・子どもに関する問題は、単純に増加しているだけでなく、複雑化
- ・ひとり親などが利用しやすい夜間、休日において気軽に相談できる環境づくり



○家庭児童相談所において、専門の相談員によるプレイセラピーやカウンセリングなど
18歳未満の子どもと家族に関するさまざまな相談体制の強化

○土日・夜間、24時間の電話相談が実施可能な体制

⑤教育相談の充実（児童生徒支援室）

- ・いじめや不登校などの問題には継続的な相談体制の確立が必要



○教育文化センターにおいて、教職員とも連携しながら、不登校、いじめ、進路問題など、教育全般にかかわる相談事業の充実

⑥青少年相談事業の充実（子ども青少年課）

- ・中学校卒業後における子どものひきこもりなどの問題への対応が必要



○常設のひきこもり等子ども・若者相談支援センターを設置し、臨床心理士等専門職による相談体制の強化

○枚方公園青少年センターにおいて、専門の相談員が青少年全般の様々な相談事業の充実

⑦障害のある子どもへの福祉相談事業の推進（障害福祉室）

- ・障害児の自立や社会参加の促進を図るため、地域における相談機能の充実が必要



○障害のある子どもに関する悩みや不安にケースワーカーなどによる面接相談等の実施

○地域生活支援センターにおいて福祉サービス等の利用に関する相談や情報提供の実施

（2）子育てに対する支援体制の充実

①育児教室等の推進（子育て支援室、（保健センター））

- ・関係機関との連携を図りながら支援が必要な親子の発見に取り組むとともに、適切な支援を行う



- 保育所（園）で行う育児教室において、子育てに関する知識の普及や具体的な指導
- 地域の民生委員・児童委員などと連携し、保護者の知識の向上に向けた取り組みを推進する

★②地域子育て支援拠点事業の拡充（子育て支援室）

- ・身近な地域において家庭における子育て支援に関する総合的な取り組みを行う必要性



- 乳幼児の親子が自由に遊び、集える場である地域子育て支援拠点を拡充
- 公立幼稚園において、地域の子育て支援センター的役割を強化し、子育て支援事業を推進

③親子交流の場の充実（子育て支援室）

- 親子が交流できるふれあいルーム事業や子育てサロンなど地域で実施する子育て支援活動への協力による取り組みの促進

④保育所（園）における子育て支援の推進（子育て支援室）

- ・保育所保育指針の改定に伴い、保育所（園）は地域の子育て家庭に対する支援を行うことが位置づけられる



- 保育所（園）の施設機能やマンパワーを活用した地域の親子を対象とした遊びの場の提供、保育行事、育児相談などを実施
- 保育所（園）ふれあい体験やお誕生会、枚方版ブックスタート、園庭開放等を通じた地域の親子との交流の推進

⑤幼稚園における子育て支援の充実（教育指導課、学務課）

- ・地域の未就園児の保護者を支援し、地域の保護者の子育てに関する安心感を高める取り組みが必要



- 預かり保育や在園児と未就園児が交流できる機会、親子入園体験等を通じて、幼児への関わり方や遊び方を伝える取り組みの推進

⑥認定こども園における子育て支援の充実（子育て支援室）

- 地域の未就園児の保護者も子育て相談や親子の交流の場などに参加できるような取り組みの促進

★⑦一時預かり事業の促進（子育て支援室）

- ・育児疲れによる保護者のリフレッシュを図るためなど、子どもの一時的な保育需要の増加



○保育所（園）のほか、幼稚園、認定こども園においても一時預かり事業の実施を図り、より多くの一時的な保育需要に対応

★⑧子育て短期支援事業の充実（家庭児童相談所）

- ・保護者が病気、出産等のための不在時や、仕事が夜間等にわたるなど、一時的に家庭での養育が困難な場合の支援



○ショートステイ事業、トワイライトステイ事業など子育て短期支援の充実

⑨保護者の交流の場の設定（生涯学習課、子育て支援室、教育指導課）

- ・保護者同士でのグループやサークル活動など、横のつながりを広げ、子育てに関する主体的な取り組みを活性化するための支援



○サプリ村野・教育文化センターの子育て支援広場における子育てサークルの紹介や活動の場の提供

○乳幼児期の集団健康診査や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、生涯学習市民センターなどで行う各種事業を通じて保護者の交流を促進

○各施設において、設備や遊具の提供、遊びの知識や方法を伝えるなど保護者の活動を支援

⑩地域ネットワークづくりの推進（市民活動課、子育て支援室、児童生徒支援室、保健センター）

- ・地域全体で子育てに取り組む環境を育み、地域の子育て力の向上を図る
- ・子育て支援活動をより地域全体に広げる



○地域で活動している民生委員・児童委員、主任児童委員、NPOなどとの連携を図ることで、多様なコミュニケーションの場を創出

○子育て支援の関係者でつくる「地域子育て支援推進会議」を通じた地域における連携の強化

○中学校区を単位とした地域教育協議会の活動を通じて、地域などとの連携により、さまざまな活動や交流の機会の設定

⑪多胎児家庭に対する支援の推進（子育て支援室）

- ・3歳未満の多胎児を養育している保護者の身体的、精神的負担の軽減を図る



○ホームヘルパーの無料派遣やファミリーサポートセンターの利用料助成を実施

(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進

① 子育て・保育情報提供システムの充実（子育て支援室）

- ・インターネットで子育てに関する各種情報を集める保護者の増加に伴い、インターネットによる豊富な情報の提供を行う必要性



○子育てイベントを一元化して提供する子育てイベントカレンダーによる情報発信の推進

○助成制度や相談窓口など、子育てに関する各種情報提供の充実

② 妊娠時及び就学前の総合的な子育て情報の提供（保健センター、子育て支援室）

- ・子どもの成長に応じた適切な情報をもれなく伝えることが重要



○妊娠時には母子健康手帳とともに、妊娠期からの幅広い子育て情報や各種保健福祉サービスに関する情報を掲載している「すくすく子育て手帖」等の配付

○出生届時には子育て Q&A が掲載されている「ひらかた「子育て応援」ナビ」を、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）実施時に「ひらかた子育てMAP」を配布

○妊婦や 3 歳未満の子どもを持つ保護者を対象に妊娠や子育てに関する情報などをメールマガジンで配信

(4) 子育て中の社会参加支援

① 保育つきイベントの推進（子育て支援室）

- ・子育て中の親が心身のリフレッシュ等を図る催し、就労のための知識・教養を身につける講座などに参加しやすい環境づくり



○保育つきイベントの促進

○一時預かり事業の利用の啓発・促進

★② 相互援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）の充実（子育て支援室）

- ・保育所（園）などの送迎や終了後の預かり、保護者の通院などで子どもを連れて出かけるくい時の援助



○育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とが相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の会員増の推進

○会員のスキルアップのためのフォローアップ講座の開催

Ⅱ. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標5 子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園における待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう留守家庭児童会室もあわせて環境整備を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

また、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

（１）多様な保育サービスの充実

★①保育体制の確保（子育て支援室）

- ・少子化の進行に反して、保育所の高い需要は平成29年度まで継続し、その後減少



- 認可保育所及び幼保連携型認定こども園の定員増の取り組みの推進
- 閉園される公立幼稚園による余裕保育室活用による定員増の取り組みの推進
- 地域型保育事業（小規模保育事業など）の課題整理と導入の検討

★②認定こども園への移行促進（子育て支援室）

- ・将来の教育・保育需要に柔軟な対応が必要
- ・国が示す基本指針において、認定こども園への移行促進の考え方を示すことが必要



- 幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園（特に0歳～5歳までの保育ができる幼保連携型認定こども園）の普及を目指す

★③満3歳未満の児童の保育枠の拡大（子育て支援室）

- ・満3歳未満の児童の保育は特に需要が高く、待機児童を生じさせない取り組みが必要
- ・育児休業満了時から保育サービスが利用できるような環境整備が必要



- 弾力的な運用だけでなく、利用定員の見直し
- 保育所分園、幼保連携型認定こども園による定員増の取り組みの推進、小規模保育事業の検討
- 産休・育休明け保育の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援

★④延長・夜間・休日保育の拡充（子育て支援室）

- ・勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応
- ・勤務形態の多様化等による休日における保育の需要に対応



○午後7時までの延長保育を基本として、午後7時以降の延長保育実施施設の拡充を図る

○夜間保育事業、休日保育事業の推進

★⑤病児・病後児保育の充実（子育て支援室）

- ・保護者の子育てと仕事の両立支援



○保育所（園）などで保育中に体調が悪くなった児童の保育体制の拡充

○病気やケガの回復期に保育を行う医療機関併設型の病児・病後児保育の充実

○保育所（園）などへの情報提供など、保育・保健の向上につながる取り組みの検討

⑥弾力的な就労支援（子育て支援室）

- ・保護者の多様な就労と幼稚園を希望する保護者の就労を支援



○保育所（園）などでの一時預かり事業の促進

○幼稚園での預かり保育事業の促進

★⑦利用者支援事業の推進（子育て支援室）

- ・保護者が多様な保育サービスや子育て支援サービスから適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう支援



○専任の相談員（保育コンシェルジュ）による相談・情報提供等の支援の推進

○保育所（園）などの関係機関との連絡調整、連携などの体制づくりなどの検討

（2）放課後児童対策の充実

★①放課後児童の安全確保・指導の充実（放課後児童課）

- ・放課後における児童の安全を守り、遊びや集団生活の中で協調性や社会性を養う
- ・放課後の時間を活用して自ら進んで学ぼうとする意欲を高め、学力向上につなげる



○全小学校において留守家庭児童会室事業を実施、対象学年を平成29年度から5年生まで、平成30年度から6年生までと段階的に拡大

②保育料の軽減・施設の有効活用（放課後児童課）

- ・子どもの就学前・就学後を通じた保護者への継続した就労支援

- ・ 閉園される公立幼稚園施設の有効活用



- 保育所保育料との均衡を考慮し、当面は保育料の軽減を図る
- 閉園される公立幼稚園の余裕保育室を留守家庭児童会室として活用する取り組みの推進

(3) 男女共同子育ての推進

① 男女がともに参加する子育ての推進（人権政策室）

- ・ 固定的な性別役割分担の意識を変える
- ・ 男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりの推進



- 市民意識の啓発、講座開催、情報提供、相談事業の充実
- 男女共同参画意識を育む取り組みを進める

② 仕事と生活の調和に向けた環境の整備（人権政策室）

- ・ 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを社会全体の運動として広げていく



- ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業や民間団体への広報、啓発活動の実施

Ⅲ. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標6. 子どもの人権擁護の推進

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

(1) 人権教育の推進

①子どもの権利条約の啓発・普及（児童生徒支援室、人権政策室）

- ・子どもを一人の人間として尊重し、すべての子どもがもつ権利や自由を最大限尊重



○人権に関する講座やセミナーの開催

○自分を大切にする自尊心を育みながら、相手を思いやる心など、豊かな人間性を育むための環境づくり

○人権教育推進計画に基づいた総合的な人権教育の推進

○セクシュアルハラスメント相談窓口等を通して、その防止と相談体制の強化

②子どもの意見を大切にしまちづくりの推進（教育指導課）

- ・子どもたちの視点・感性をまちづくりに反映
- ・子どもたちが自分のまちに関心を持ち、郷土愛へとつなげる



○環境や文化、福祉など、まちづくりのさまざまな分野において、子どもたちが積極的に意見を表明できる機会の創出を図る

(2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進

① 児童虐待防止体制の充実（家庭児童相談所、保健センター、子育て支援室、児童生徒支援室、放課後児童課）

- ・虐待はさまざまな家庭内の問題など多くの課題が複合的、連鎖的に作用して発生
- ・虐待の予防、早期発見・対応に努める
- ・虐待の防止に向けて、具体的な指導、支援を行う



- 子ども家庭センター等子どもに関わる関係機関で構成する児童虐待問題連絡会議（子どもを守るネットワーク会議）の連携を強化し、課題に対する危険性の判断や支援目標を共有化しながら効果的な支援の実施
- 子どもに関わる機関の日常業務において、虐待への気づきや親子支援の視点を持つように努める
- 出産後の養育について、出産前からの支援が必要な妊婦に対し、医療機関等と連携しながら早期把握、支援の実施
- 親支援プログラムの実施や特に見守りが必要な保護者についての訪問相談、指導など、きめ細かい支援の実施

② 地域における見守り体制の充実（子育て支援室、家庭児童相談所）

- ・生活の場である地域において児童虐待の防止や早期発見を行う
- ・身近な生活の場における見守り体制の充実



- 子育てサークル等の支援を通じ、地域の育児力を高める
- 民生委員・児童委員、主任児童委員や子ども家庭サポーターと地域の人々との協力・連絡・連携体制を強化し、早期発見を図る

③ 児童虐待に関する啓発活動の推進（家庭児童相談所、保健センター、子育て支援室、児童生徒支援室、人権政策室）

- ・社会全体で虐待防止に取り組む



- 児童虐待防止推進月間の周知を図る
- 広く市民を対象にした講演会等の啓発活動による意識の向上
- 保育所（園）や学校園、PTAなど子どもたちと身近に接する人々を対象とした研修会や啓発活動の実施

(3) いじめ・不登校などへの対応

① いじめや不登校等に対する相談・支援体制の整備（児童生徒支援室）

- ・いじめや不登校の芽をいち早くキャッチし、より迅速で適切な対応を行う



- 「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に取り組む
- 枚方市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ問題に対する体制を強化
- いじめ専用ホットラインや教育面談など、多様な手段で子どもや保護者の相談できる体制の推進

②被害を受けた子どもへの支援（家庭児童相談所、児童生徒支援室、子ども青少年課）

- ・いじめや虐待を受けた子どもの心のケアや不登校の子どもへの支援



○学校へのスクールアドバイザーの派遣や教育文化センター、家庭児童相談所などでの相談事業の実施

○不登校生徒児童の学校復帰を目指すための適応指導教室

（４）子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

① 有害環境対策の推進（児童生徒支援室）

- ・インターネットの掲示板やSNS等を利用したいじめなど、大人から見えにくい形での新たな課題の発生
- ・子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する過激な内容のビデオ等ソフトの販売



○子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及啓発

○地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進

② 非行等の問題行動対策の推進（児童生徒支援室、子ども青少年課）

- ・予防教育の推進
- ・子どもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見して的確に対応



○関係機関と連携を図りながら薬物使用防止等のための教室の開催

○問題行動などで傷ついた子どもたちへのケアと立ち直り支援

○小・中学校生徒指導連絡会を通じて、小中学校が情報共有し、関係機関との連携

○学校、PTA、青少年育成指導員などが連携し、街頭パトロールや相談等を実施

○各中学校における生徒指導体制の充実